

大楽電機株式会社 行動計画

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間： 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの（5年間）

2.当法人の課題等

- （1） 全労働者が占める女性労働者の割合は10%と定率の割合になっている。
- （2） 女性が更に職場で活躍できる環境整備が不十分
- （3） 出産、育児関連の環境整備が不十分

3.目標と取組内容

（女性活躍推進法）

目標1：女性労働者の割合を20%以上にする。（令和10年11月末）

<取組内容>

- 令和6年 4月～ 法人役員や管理職を対象に、会議で女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和7年 4月～ 女性職員に対するアンケート又はヒアリングの実施
- 令和8年 4月～ 当該実施内容の検討（課題分析、今後の対応策の検討）
- 令和9年 4月～ 女性職員の正職員及びパート職員の募集
- 令和10年4月～ 女性職員を対象として、キャリアアッププランを実施
- 令和11年3月～ 女性職員の20%以上の達成

（女性活躍推進法）

目標2：女性が職場で活躍できる職場環境整備を行う

<取組内容>

- 令和6年 4月～ 法人役員や管理職を対象に、会議で働きやすい職場、特に女性の多い職場環境であることから、意見交換の実施
- 令和7年 4月～ 女性が活躍できる職場、長く勤続できる職場内アンケート又は職員の面談の実施
 - ・ 育児介護休業制度の充実・短時間勤務等の利用

・長時間労働の是正

- 令和8年 4月～ アンケート・面談内容の取り纏め、分析
- 令和9年 4月～ 女性が活躍できる職場への施策、制度の検討
- 令和10年4月～ 女性が活躍できる職場への施策、制度の実施
- 令和11年3月～ 施策実施に係る検証を行い、更なる施策の検討を行う

(次世代法)

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<取組内容>

- 令和6年 4月～ 産前産後休暇制度等の取得状況の把握
- 令和7年 4月～ 対象者のヒアリング
- 令和8年 4月～ 更なる制度の周知、実施の促進を図る
- 令和9年 4月～ 制度の周知、実施の検証
- 令和10年4月～ 制度の周知、実施の更なる推進

(次世代法)

目標4：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の周知物を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<取組内容>

- 令和7年7月～ やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和7年8月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年9月～ 周知物の作成
- 令和7年10月～ 職員への周知開始

(次世代法)

目標5：子の看護休暇について法定義務の一人5日、二人以上10日を上回る日数を取得可能とする制度を導入する。

<取組内容>

- 令和7年7月～導入後の影響調査と付加日数の検討
- 令和7年7月～制度導入、就業規則改定